

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤 洋子 外43名

被告 東京都知事 外4名

準 備 書 面 (5)

2006(平成18)年4月11日

東京地方裁判所 民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 橋 利 明

弁護士 大 川 隆 司

弁護士 羽 倉 佐 知 子

弁護士 土 橋 実

弁護士 只 野 靖

弁護士 谷 合 周 三

ほか28名

水源地域対策特別措置法(水特法)に基づく負担金〔請求の趣旨第1項(2)、第3項(2)〕、及び、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金(本件基金)の負担金〔請求の趣旨第1項(3)、第3項(3)〕、の各支出自体が、財務会計上

の義務に違反して違法であると評価されるべきこと〔原告らの2006年2月16日付け準備書面(4)の2頁(2)ア、4頁ア〕、また、これらの支出のうち、2004年9月10日以前の1年間に行われた支出相当額について、東京都知事ないし東京都水道局長に対する損害賠償請求を行うことを求める請求(請求の趣旨第4項、第5項)について、以下のとおり補充して主張する。

1 本件水特法協定及び本件基金協定が違法、無効であり、その支出が違法であることについて

(1) 東京都知事の支出について

ア 原告らの前記準備書面(4)で主張したとおり、本件水特法協定及び本件基金協定は、違法、無効である。

イ また、東京都知事は、自ら本件水特法協定ないし本件基金協定を各締結し、また、各年度において、水特法に基づく支出については、群馬県からの協議に同意し、本件基金関係の支出については、細目協定及び覚書を締結して、上記各支出を行っているところ、東京都知事には、地方財政法4条、適時政策再評価・反映義務(政策見直し義務)に基づき、本件水特法協定ないし本件基金協定を締結せず、あるいは見直して解消し、また、群馬県からの協議や本件基金に関する細目協定及び覚書の締結を拒否し、あるいは既に同意ないし締結されていた場合には、これらを解消すべき義務がある。かかる義務を怠って行った支出は、それ自体違法であり、今後行われる支出も違法である。

(2) 東京都水道局の支出について

ア 東京都水道局長には、地方財政法4条、政策見直し義務に基づき、東京都知事による上記(1)による違法な決定に基づく支出をしてはならない義務があるのに、これを怠って支出を行っている以上、その支出も違法である。

イ また、東京都水道局長は、上記各負担金については、東京都における一般

会計による負担分と、水道事業会計による負担分との割合について、東京都知事（ないし担当課長）と協議のうえ覚書を締結して、水道事業会計による負担分を決定した。

すなわち、水特法関係負担金については、平成8年4月15日付け覚書（乙30）により、本件基金関係負担金については、平成12年7月11日付け覚書（乙51）により、水道事業会計による負担割合を1000分の567とした。

したがって、東京都水道局長は、地方財政法4条、政策見直し義務に基づき、自ら決定した上記負担割合を是正し、上記負担金の負担をしないようにすべきであるのに、これを怠って支出を行っている以上、この点でも、その支出は違法である。

2 東京都知事及び東京都水道局長の損害賠償責任について

(1) 原告らは、本件住民監査請求を行った2004年9月10日以前の1年間の上記違法な公金支出について、当該公金支出を行った東京都知事及び東京都水道局長の職にあった者らに対し、東京都が損害賠償請求権を行使することを求めている。

(2) 上記公金支出の事実

東京都では、本件水特法協定に基づく15年度及び16年度の負担金、本件基金協定に基づく15年度及び16年度の負担金を、2005年7月21日付け原告準備書面(2)の19頁カ、20頁キ、23頁工、24頁才記載のとおりに支出した。

(3) 上記公金支出は、前記のとおり違法である。

(4) 責任

ア 上記公金支出が行われた当時、東京都知事の職にあった者には、地方財政法4条、政策見直し義務に基づき、東京都が締結済みであった本件水特法協

定ないし本件基金協定を見直し解消し、また、群馬県からの協議や本件基金に関する細目協定及び覚書の締結を拒否し、あるいは既に同意ないし締結されていた場合には、これらを解消すべき義務があるのに、この義務に違反して、上記公金支出を行った以上、東京都に対する損害賠償責任がある。

イ また、上記公金支出が行われた当時、東京都水道局長の職にあった者には、東京都知事が地方財政法4条、政策見直し義務に違反して行った群馬県からの協議に対する同意ないし本件基金に関する細目協定及び覚書の締結に基づく支出については、地方財政法4条、政策見直し義務に基づき、これらの支出を行ってはいない義務があるのに、この義務に違反して、上記公金支出を行った以上、東京都に対する損害賠償責任がある。

以上